

駒寄幼稚園学童クラブ概要

◇施設名称

駒寄幼稚園学童クラブ

◇所在地

群馬県北群馬郡吉岡町漆原953-1

◇募集定員

10名

<経営方針・クラブ運営方針>

◇保育時間

平日	下校時～午後6時40分	
土曜日	午前7時30分～午後6時40分	
春季・冬季及び夏季休業日	午前7時30分～午後6時40分	※時間厳守

※土曜日・夏休み等は就労条件により早朝保育を実施します

- ・学校行事等による早帰り時は、小学校の授業の終了時刻に合わせて開所します。
- ・台風や大雪、インフルエンザ蔓延防止のため、臨時閉所することもあります。なお、インフルエンザ等による学級閉鎖となったクラスに属している児童については、学童クラブも出席停止となります。臨時閉所時の家庭での対応をあらかじめ考えておいてください。

◇学童保育料

月額 8,500円（おやつ代込） バス代 1,000円（利用者のみ）

児童が食物アレルギー等により、おやつ類の提供を受けることができない場合

【一月につき月2,000円免除】

※アレルギー等が証明できる書類（医師の診断書等）の添付

※減免後は、学童クラブではおやつを提供できませんので、各ご家庭でご用意をお願いいたします。

◇保育料納入方法

- ・下記の指定金融機関での口座引落をお願いしています。
決定通知書に同封された預金【口座振替依頼書】をご記入の上、駒寄幼稚園へ提出してください。

指定金融機関

◎群馬銀行（本店・支店）

- ・学童保育料の口座引き落としは毎月月末です。但し月末が祝祭日の場合は翌日になります。

◇短期欠席届・還付申請書について

- ・短期欠席について

学童クラブの入所資格に該当しながら、特別な事情により短期欠席する場合は、事前に短期欠席届を提出してください。1日でも利用した際は、学童保育料は全額負担となります。

- ・還付申請書について

既納の学童保育料は、還付しませんが特に必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができますので、還付申請書の提出をお願いします。

◇児童の怪我等の保険について

- ・学童内でのお怪我等における傷害・賠償責任保険について

一般財団法人児童健全育成推進財団 「児童クラブ共済制度」へ加入

- ・学童内で怪我等が発生した場合の申請については学童の先生にお聞きください。

1. 学童保育の目的

学童保育は、放課後児童健全育成事業の一環として、保護者が労働等により放課後家庭が留守となる小学校に就学している児童に対し、安心、安全な居場所づくりと、家庭に代わる生活の場を提供し、主に遊びを通して児童の健全な育成を図ることを目的とする。

2. 法人経営方針

- ①学童保育を利用する児童に安定した安全な生活の場を確保し、健全な育成に寄与する。
- ②この事業の安定した運営を行うため、必要な財源の確保、人材の確保を計画的に行い、定期的な検証を行う。
- ③この事業の更なる運営向上を計るため、組織体制の強化、職員の雇用状態の確認を行う。

3. クラブ運営方針

- ①学童保育を必要とする小学校児童の、豊かで安全かつ健全な放課後の生活の場を提供する。
- ②異年齢間の集団生活の場を活かし、思いやりのある豊かな人間性のある子供に育つ生活環境の場とする。
- ③保護者同士、職員、地域と大人同士が密着した中で子育てに協調し合い、児童が安心と信頼を持てる生活の場となるよう努める。

4. クラブの活動内容

学童クラブにおける活動内容は次のとおりとし、指導員は家庭との連携を図りつつ育成指導にあたる。

- ①児童の健康管理、安全確保及び情緒の安定。
- ②遊びの活動への意欲と態度の形成。
- ③遊びを通じての自主性、社会性及び創造性を培うこと。
- ④児童の遊びの活動状況の把握と家庭への連絡。
- ⑤家庭や地域での遊びの環境づくりへの支援。

一日の流れについて

時 間	平 日	土曜・長期休み
7:30		クラブ活動開始
9:30		学習等
10:30		自由遊び（夏はプール等）
12:00		昼食
13:00		自由遊び
15:30	下校後宿題・自由学習	おやつ/休憩
16:30	おやつ/おやつ後宿題・自由遊び	自由遊び/集団遊び等
18:40	保育終了	保育終了

5. 指導員の役割と仕事

指導員は、保護者が就労等で放課後家庭が留守となる間、保護者のかわりに子どもの放課後の生活を守り、家庭的な雰囲気の中で子どもを支える「大人」であること。

指導員の役割

- ①一人ひとりの子どもが安心してすごせる生活の場をつくりあげる。
- ②一人ひとりの子どもの成長・発達を促し、援助する。
- ③働く保護者を支える。
- ④学校・幼稚園・保育園・専門機関との連携を密にしていく。

指導員の仕事内容

保育を行うにあたって、指導員同士が相互に協力しあい、適切な役割分担を行うとともに、全指導員の保育観が一致しており、子どもたちへの姿勢や保護者への対応が一貫していること。そのために、職員会議や日々の打ち合わせ等指導員相互の意見交換を十分に行い、日々の保育の予定や指示・伝達の他、子ども一人ひとりの様子や発達の課題等の情報を絶えず共有し、以下の指導にあたる。

- ①子どもの健康管理・安全管理
- ②一人ひとりの子どもの生活の援助
- ③集団での安定した生活の維持
- ④集団生活でのルールを一人ひとりの子どもに指導
- ⑤遊びや活動、行事など生活全般を通しての成長への援助、働きかけ
- ⑥家庭との連携
- ⑦関係機関との連携
- ⑧研修会への参加